

様式第2号

平成30年度 安曇野市地域包括支援センター運営協議会(第2回) 会議概要

1	審議会名	平成30年度 第2回地域包括支援センター運営協議会
2	日時	平成30年11月21日(水) 13時30分から15時00分
3	会場	安曇野市役所本庁舎 3階 会議室301
4	出席者	宮澤会長、高橋副会長、鈴木委員、山本委員、杉本委員、山口委員、 松井委員、小澤委員、黒澤委員、藤岡委員、等々力委員、 欠席：赤沼委員、海老原委員、増田委員
5	市側出席者	高橋保健医療部長、藤原介護保険課長、丸山介護保険担当係長、 奈良澤介護保険担当係長、内山認定調査係長、中澤介護予防担当係長、 濱介護予防担当係長 中央地域包括支援センター：藤澤(芳)主任介護支援専門員、乗松保健師、 宮入社会福祉士、高田社会福祉士、 横川介護支援専門員、鍵田主任介護支援専門員 南部地域包括支援センター：山岸看護師、丸山主任介護支援専門員、石井介護支援 専門員 北部地域包括支援センター：前田介護支援専門員、伊藤保健師、 宮澤主任介護専門員、宮下介護支援専門員
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成30年11月22日
協 議 事 項 等		
I	会議の概要	
1	開会	
2	部長あいさつ	
3	会長あいさつ	
4	協議	
	(1) 平成30年度地域包括支援センター事業中間報告について	
	(2) 平成30年度第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託先事業所の選定 (追加)(案)について	
	(3) 地域ケア個別会議について	
5	その他	
6	閉会	
II	協議内容	
1	協議	
	(1) 平成30年度地域包括支援センター事業中間報告について 事務局：(資料1及び資料3-2について説明) 会 長：意見なしということで協議事項(1)については承認とします。	
	(2) 平成30年度第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託先事業所の選定(追加)(案) について 事務局：(資料2について説明) 会 長：意見なしということで協議事項(2)については承認とします。	
	(3) 地域ケア個別会議について 委 員：「身寄りがいない方の緊急時の対応」について、安曇野市では具体的にどのように連絡をとる のか。緊急時のベルのようなものがある市もあるが、安曇野市でもあるのか。 事務局：個々の状況によって対応は検討している。親族と連絡をとる、成年後見人制度の利用を勧め るなど。関係課との連携もしている。また、緊急通報装置のサービスがある。 見守り協定で、市と協定を結んでいる企業や個人からの情報があれば確認をしていく方法 もある。	

委員：「足の確保」について

移動支援サービスはあるけれど多様化できていないため、具体策がないのか。

社協などでボランティアの募集や移動支援の活動をしたい組織はあり、マンパワーはあるが、活用につながっていないのではないか。

事務局：あづみんでは介助ができず、地域の範囲があるため、高齢者の足となると使いづらい面がある。ボランティア活動もあるが、タクシー会社との兼ね合いや提供時の責任問題などで難しい。どのような方法が良いかは検討中。

委員：検討は進めてもらいたい。活動団体があれば、市でも関係について意思を示してもらいたい。

委員：「市長申し立て」について

『必要時』とあるが年に何件かと予想をした上で予算をとり、対応しているのか。

事務局：予算確保はしている。包括支援センターでは実際の申し立て事務を担っていないため、必要時に担当部署と連携し、支援していくため『必要時』という書き方をしている。

実際の申し立ての必要性については、内部の会議で関係部署と協議し対応している。

委員：施設入所し、親族がおらず、申立料が出せない人がでてきている。市長申し立てについて障がい者に優しい対策を取ってもらいたい。

事務局：必要なケースは対応しているので相談していただきたい。

委員：「総合相談支援業務」について

相談された内容について、未解決ということはあるか。

事務局：統計は取っていない。内容はつなぐ対応が多い。認知症での困難ケースは認知症初期集中支援チームで関わる場合もある。その他困難ケースについても見守り活動は行っている。

委員：繋いだ後にフォローがあればよい。どこまでとって解決されたか判断は難しいが、その時の相談に関しての満足度がわかれば、包括としての成果にもつながるのではないか。

委員：満足度の判断は難しいのでは。介護保険では制度上できないことがあるが、利用者の要望は多岐にわたるため満足にならないのではと感じる。

委員：虐待があった場合、その後の経過はどのように見ているか。終了の見極めは何を判断とするか。

事務局：状況把握し、内部会議を経て、緊急性の判断をし、虐待者、被虐待者それぞれに支援していく。分離が必要であれば行う。虐待対応は終了した後も、包括的・継続的ケアマネジメント対象とし、ケアマネジャー支援などで経過報告をもらう。場合によっては同行訪問も行う。

委員：相手が認知症の方の場合、イライラ、ストレスなどその時には対処できるかもしれないが、介護が続けば精神的ストレスは続くため、関係者で経過をたどり続けることで、虐待の減少につながるとよい。

委員：虐待などのケースの解決は難しい。関係者の話し合いの中で、様々な対応策を考えてやってみるしかない。

## 5 その他

- ・5月の第1回運営協議会で山本委員からいただいた質問への回答の補足。

事務局：(資料3について説明)

会長：制度が変わったためということ。その他の質疑なし。